

全 議 事 録

会議名	令和3年度第2回山陽小野田市文化財審議会
開催日時	令和4年2月18日（金） 10時から11時30分
開催場所	山陽小野田市立中央図書館 第一会議室
出席者	磯部吉秀委員、内田陽三委員、徳重壽美雄委員 田畑直彦委員、山本明史委員
欠席者	松永保美委員
事務局	長谷川裕（教育長）・岡原一恵（教育部長） 舩林康則（社会教育課課長）・若山さやか（歴史民俗資料館館長） 池田哲也（社会教育課課長補佐）・安藤知恵（文化財係長） 藤上あすみ（文化財係）

- 1 開会のことば
- 2 教育長あいさつ
- 3 議 題

事務局：それでは議事に入ります。審議会規則第3条第2項にありますように、会議の議長は、会長をもって充てるとありますので、ここからは内田委員に議長をお願いいたします。

会 長：議題（1）山陽小野田市ふるさと文化遺産「窯のまち」の登録及び活用について、今回は事務局より事前に資料配付があり、各委員の皆様からの意見の提出が求められていました。まず窯のまち資料について事務局で対応できる細かい箇所は修正をしていただき、それ以外でこの場で意見をお伺いする箇所があるので、事務局よりお願いいたします。

事務局：まず、この冊子を作成するにあたって、多くの方に御協力をいただいております。冊子P2の小野田の粘土に関して、山口東京理科大学非常勤講師の武田賢治様が現地にも足を運んでいただきました。続きまして、冊子P9～10にかけて、太平洋セメント株式会社様からたくさんのお写真の提供をいただきました。冊子P6小野田の窯業 変革のときは小野田セメントの元社員でいらっしゃいます、台信様。また、本編について委員の田畑委員にたくさん資料の御提供をいただきました。この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございます。

先ほど、委員長からありましたが、この場で意見をお伺いしたいと思います。

まず、冊子P6本文上から3行目の「小野田ではこの頃から堀越焼・末田焼（防府市）」とありますが、委員様からいただいた意見の中に、末田（すえた）を末田（すえだ）と濁して読むのではないだろうかという意見がありましたが、いかがでしょうか。

委 員：この部分は、末田（すえだ）が正しいかと思えます。

事務局：ありがとうございます。続いて、冊子P2の小野田の粘土の説明で、序章の時代と違って時代が前後しているとの御指摘がありました。これは下段の竜王山南麓の記述は可能性が高いという部分で最後を締めておりますので、後段に書いておりますがいかがでしょうか。

委員：異論なし

事務局：ありがとうございます。P12のコラム⑤のところで、QRコード内の内容を冊子に記載できないのかという御意見がありました。この違いが分かるように、写真は大きく掲載したいと考えます。硫酸瓶は口にねじ切りがあるのに対し、焼酎瓶は寸胴で、取っ手の大きさも違っており、焼酎を出す穴があります。合わせて、QRコード内の内容を歴史民俗資料館に掲示させていただくこととしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員：異論なし

事務局：ありがとうございます。ではその方向で進めさせていただきます。続いて、冊子P15 窯のまちマップの部分で、下の「⑦保育園駐車場」というところで、保育園の名称を入れられないかとの御意見がありました。まだ該当の保育園に掲載の確認が取れておりませんので、承諾していただけましたら、記載させていただこうと思います。ただ、マップの中に⑦と記載しておりますが、その付近に保育園が一つしかありませんので、もし承諾いただけない場合でも、場所は分かるのではないかと思います。

委員：異論なし

事務局：最後にページが前後して申し訳ありません。冊子P3「土師器から須恵器へ」のところで、上から4行目「須恵器は、轆轤を使用し、あな窯を使用して」とありますが、使用という言葉が続きますので、何か良い表現の仕方がありませんでしょうか。

委員：轆轤とあな窯を使用しで良いと思います。

事務局：ありがとうございます。P14の左上の写真ですが文中にあるように「おわに船」をイメージした広場形状というのが、右の写真と見比べたときに少し関連性が分かりづらいように思います。もう少し上から形状がわかるような写真が良いのではないのでしょうか。との御意見ですが、いかがでしょうか。

委員：上から形状がわかるような写真があったほうが、すぐ隣の写真との関連性が分かりやすいです。

事務局：「おわに船」の形状が分かるように、ドローンなどで撮影ができれば対応します。

会長：その他に、御意見のある方いらっしゃればと思いますが。よろしいですか。

それでは、今後の登録に向けての流れを事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは事務局よりふるさと文化遺産「窯のまち」登録について御説明いたします。今後の登録に向けての流れですが、来月の教育委員会会議でお諮りし、来月末には正式に登録予定です。登録後は市の広報への掲載、また記者発表もする予定にしております。今回の資料は新たに印刷をして、現在作成していますふるさと文化遺産の冊子に綴じ込みができる形で販売をしていく予定です。以上です。

会長：はい、ありがとうございます。3月には正式に登録をされるということです。続きまして、登録後の活用について、各委員より意見を述べていただきたいと思います。ですが、まず私の方から述べたいと思います。小学校3年生の社会科では、身近な山陽小野田市の産業の変遷や、生活の様子について学習する資料として活用することが考えられますし、小学校高学年、中学校の総合的な学習の時間では、学習課題となり得る地域学習の資料として、活用を図ることができると思います。その他の委員から御意見がありませんか。

委員：厚狭川の鴨橋の近くに皇后岩があり看板が設置された。そういった新たに分かつ

たこと等をふるさと文化遺産へ追記していくのはどうだろうか。

委員：マップについて中々分かりづらい点もあるかと思うので、もう少し詳しい山陽道でお作りになったような、手に持って歩くことができる、地図のようなものがあれば、産業遺産に関心のある方たくさんいらっしゃいますので、役に立つのではないかと、また教育上ですね、関心のある児童、生徒さんの役にも立つのではないかなというふうに思いました。また観光面に関しては、特に県内の方ですね、繰り返しになりますけど、産業遺産の関心を持ちの方多いので、小野田駅とか、目出駅を起点とした、実際に回れるようなコースの提案というの、案としてあるかと思う。こういったことは観光とか、小野田線の利用促進にもつながってくるのかなと思います。またそういったコースをですね、実際に歩いて、市民皆さん、学校教育もですけども、歩いて学んで、わからないこといっぱいありますから、情報をいただくという、そういう機会があってもいいのかなと思います。ただ注意しなきゃいけない点は、先ほど御意見のお話もありましたけども、私有地もたくさんございます。どこまで立ち入っていいのか、写真を撮っていいのか。地域の御迷惑にならない配慮も、その際には必ず必要になってくるかと思えます。もう1点ございます。この窯のまちの冊子ではですね、今回、この窯業・セメント・ガラス内容が他のふるさと文化遺産と比較して多岐に及んでいる。そういった関係もあって、皿山の関係ですね。盛り込めなかったことがたくさんあります。また、今の、皿山の変遷ですね、報告書が、もう、絶版ですかね。入手出来ないという、そういった状態も踏まえ、また最近の研究成果であるとか、歴史民俗資料館さんでも、今まで展示されてきた、そういった成果もあります。そういったことを踏まえて、もう少しですね、詳しい冊子のような、解説本のようなものがあったらいいのかなというふうに思えます。またそういうものを販売するそういったことも、教育とか、文化財の活用、観光などに役立つのかなというふうに思いました。はい。以上です。

会長：委員さんのほうからですね、実際にこの冊子を活用するに当たって、もちろん地図が入っているんですけど、実際に動きやすいルートマップ的のようなものが、あるといいなということでおそらく山陽小野田市さんもいろんなルートマップを作っておられると思いますのでその辺との、兼ね合いも、少し今回の冊子の内容がですね、盛り込まれることで、これと一緒に活用してもらえようようなことも考えられるのかもしれないなというふうに思っていますね。それからそのため当然今、出ております、ルートマップを持って歩くときの注意事項ですね、市有地等の関係についても十分気をつけることも、含めてということだろうと思えますし、さらにはこの冊子では十分に表記出来なかった、特に皿山等の重要な部分についてはもう少し詳しい冊子をこれに付随してというか、これとあわせて、さらにそういうものも積み重なっていくといいなという、実際にこの冊子の活用そのものというわけではないんですが、そういうふうな御意見もいただいたということで、よろしいですかね。はい、ありがとうございます。他にございませうか。よろしいですかね。それでは、活用については、こういうふうなことで、終わろうと思えます。

続きまして議題(2)山陽小野田市ふるさと文化遺産 今後の登録についてです。各委員さんの方に、今後、こういうふうなところを、文化遺産に登録したらどうだろうかという、そういう御意見を伺っているかと思えます。

事務局：先に説明させていただいてもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。皆様の御手元にお配りしている資料で、ふるさと文化遺産の登録要綱というものが、資料の数字は振っておりませんがお配りしております。御手元に、御用意をお願いいたします。山陽小野田市ふるさと文化遺産の趣旨・定義について、確認をさせていただきたく思います。こちらの要綱は、平成26年2月から施行されておりまして、趣旨としましては、地域の財産として親しまれ、大切にされている文化的財産を再発見し、保護及び活用すること。文化的財産愛護意識の向上を図ること、郷土愛を醸成することを目的に、山陽小野田市ふるさと文化遺産として登録をいたします。ふるさと文化遺産の定義ですけれども、文化財保護法の中に様々な文化的財産がございますが、それらを複数含む、世代を超えて受け継がれ、地域の歴史や風土に根差した、ストーリー性のある概念を定義しております。今回の窯のまちの登録に当たりましても、こちらの、第3条の第2項にございますが、ふるさと文化遺産の登録の際には、山陽小野田市文化財審議会の意見を聞くものとするがございますので、毎回、この登録に当たっては、審議会の皆様に御意見をいただいております。これまで、皆様御承知のとおり5件登録をしております。今回窯のまちが6件目となります。今後山陽小野田市ふるさと文化遺産として、語り継ぐべき地域の財産を再発見し、継続的に登録をしておりますが、ある程度の登録件数の目標を決める必要があると考えております。そこで委員の皆様には、事前に御意見をお伺いいたしました。現段階で、今後、登録すべきストーリー性のある、地域の財産をお示しいただきまして、今後の登録目標数の指標とさせていただきたいと考えております。ぜひ皆様からの御意見をいただければと思っております。お願いいたします。

会 長：はい、ありがとうございます。事務局のほうから説明がありました通り、5件のこれまでですね、文化財の登録をしてきたということがありますが、文化遺産について、今後もうこういうふうなのがあるといいんじゃないか。もちろんこの文化遺産登録をずっとやっていくかどうかでももう、今ありましたように、また考えていけなくちゃいけないし、ある程度見通しを持った活動にしていくためにも、皆さんのほうからですね、こういうふうなことも文化遺産として登録をし、こういうふうな形でしておくといいんじゃないか。というふうな御意見等もあればお伺いできればいいなということです。既にちょっと事前のアンケートの中にもそういうのがあったかと思いますが、委員さんも何かの御意見等ありましたらよろしくお願いいたします。どうでしょうか。

委 員：今まで挙がっているこの5つ、それから今回の窯のまち。いずれも魅力があって、ああ山陽小野田市にこんな所があってと再発見できる面白い視点だなと思っております。これに続くものとなると、なかなかお伝えするのが、実際難しい感じがしますけれども、まだ、まとまってないようなものでもよろしいですか。一つ考えられるのは、例えば、厚狭毛利家を中心とした、ストーリー、それから、あとは厚狭の町の中では、1番目立つ、シンボリックな山なんですけど、松嶽山の正法寺。正法寺文書は、指定文化財になってますけど、それを中心としたストーリー。どれだけこう、ストーリーを広げているのかどうかってちょっと本当まとまってないと言いましたけども、ちょっと上げるだけで、すいません。

会 長：はい、ありがとうございます。委員さんが厚狭毛利家。松嶽山の正法寺、そういうふうなこともあるかと思いますが、ほかにどうでしょうか、こういうふうな

ものをまた調べていくといいな、文化遺産として登録していくといいなというふうな内容ごさいましょか。

委員：私のほうから、古い時代なんですけども、古墳はどうだろうかというふうに思いました。その理由としては、指定文化財、今日の議題にもごさいましょけれども、長光寺山古墳とか、既に整備されている古墳、塚の川古墳、仁保の上古墳、平松1号古墳等々があります。これまでの、ふるさと文化遺産は竜王山以外ですかね、近世のものが多いので、古い時代にも、古墳というのは目につく文化財ですから、目を向けてみてもいいのかなというふうに思いました。また古墳は、旧山陽町、小野田市、両方にありますので、広く市内で親しまれる、親しんでほしい、文化的財産かなと思います。ただですね、古墳に対応する例えば古墳時代の集落の跡とか、古墳の時期的な偏りであるとか、ややちょっと解釈が難しい点もあるので、ストーリー性には検討の余地があるのかなとは思いますが、検討の対象には十分になってくるものにはなるのかなと思いました。以上です。

会長：はい、委員さんのほうから古墳に関しては、これもやはり、大事じゃないだろうかというふうな御意見でした。旧山陽町のほうにも幾つもあるということも含めてですね、どうだろうかということがありました。ありがとうございました。それではどうでしょうか。ほかに、こういうふうなことも登録するとどうだろうかというのがごさいましょたら、いかがでしょうか。

委員：私のほうにちょっと、また違った、考え方を持っております。基本的にこの文化財審議会そのものの役割っていうものが、もちろん、教育委員会、行政的には、この一つの役目としてあるべきとは思いますが、実際のその文化遺産を本当に残し、そして活用し、展望し、続けていき、美しい伝統のある、潤いのある文化都市山陽小野田市という大きな観点から考えていきますと、一つの例えば、ある市の行政であれば、そういうような、財政的にも精神的なものそのものよりも、少ない予算の中で、子どもに給食費をタダにするとか、それから、当面的な緊急のお金がいるために、伝統それから文化、観光、そういうものの展望があるものよりも早急的なお金のほうが必要であるというその考え方で、行政を進めていくという考え方と、相反する非常になんていいますか、非常にいいことは言うけれども、そういうものよりも、その予算を使うから、これにはお金を上げられないとか、予算化、具体的に計画的に予算化をする、そういうような考え方っていうのが、本当に真剣に考えとるかどうかっていうこういうような、立場っていいますか、こういうことで考えていきますと、山陽小野田市っていうのは、景観的に見ますと、それが山口市だとか、萩市だとか、下関市というように文化遺産並びに伝統的に非常に、教科書に載るような歴史性とか、そういうものが少ない、実際に少ないわけです。だけど、よく考えてみますとこれはもう書く人も平等でありますから、この中から、より、それから、今ちょっと他の委員さんも言われましたように、子どもの教科書、将来担う、山陽小野田市に住む子どもの新しい、なんていいますか、良い教養的な、より物を深く考えることのできるような子どもを育てていく上では、非常に重要である。そういうに考えますと、非常に何ていいますかねその文化遺産っていうこれはいいことであるけれども、もっと、今ある、指定文化遺産といいますか、それから、準指定文化遺産、それから、文化遺産は、事務的に考える文化遺産もあるし、自然科学的に考える文化遺産も、これはあると思います。非常に広い意味がありますけども、もっと集中的に、それ

が、本当にその何て言いますか、人が、こういう、なるほど。これはこういう意味でこういう文化遺産があつて、本当に参考できるし、ツアーとか、実際に、本当にその将来の、文化の発展のために、役に立つ。よし行ってみよう、よし交流してみよう、よしあの建物を見てみよう、よし例えば昔から、例えば、津布田断層なら津布田断層、特徴のあるものについてはこういう発生源があつて、しかもこれが何に利用し、しかも、ここの1つ特徴としましては、昔であれば、炭鉱、炭田こういうようなものがあるでしょうけども、そういう非常に学問的にも、役に立つっていう、そういうような科学的な見方もあるし、こういう伝統的な建物もあるし、こういう植生もあるだろうと。例えば、ハマセンダンをこの前、指定いたしましたけれども、これは、今のところ、日本では1番古い植生がある、あれじゃないだろうか。これははっきりわかりませんが、そういう意味で、これ指定文化遺産にしましたけれども、これも一つ、特徴的な個性的な特異的なこのような判断といたしますか。今確かに、私が申しますと、この冊子を作って、詳しく、しかも伝統的な、または教育的に利用を冊子そのものも、非常に重要にあるとは思いますが、それ以上に、現実的にこれが、将来のある程度、これは大変汚い言い方かもしれませんが観光的に営業的に考える側面を持つ。例えば、関係機関。例えば、今一番大事なのは、歴史民俗資料館、それから観光協会、それから山陽小野田市文化財愛護会そういうようなそれから、シティセールス課そういうようなものとのタイアップで、学校、もちろん教育との連携、それから企業との連携があるでしょうけども、そういうような機関の連携の中で、アイデアを出して、また住民に聞いてですね、例えば今の、なんか広報誌の中に、行ってみよう山陽小野田。ずっと写真がずっと出ておりますがあの中でも非常に価値のある、文化遺産に挙げてもいいと思う写真がですね、この直近にですね、私は今日、ちょっと持ってきましたけれども、私らのこの委員だけのもちろん挙げたいところがたくさんありますけれども、住民の中から、すばらしい、写真が出ておりますが、中には非常にこの文化財遺産として挙げてみようかなところ、ときたま出ております。もちろん、企業とか学校だとか、情報のやりとり、あるいは、あるでしょうけども、関係課の中だけでも、もっとその面でただ審議、評価するだけではなくて、もっと能動的な見方っていいですか、これを私は文化財審議会を本当、昭和34年からずっと、中ちょっと、二、三年は忙しいために、やめておりましたけどもあとほとんど、本当、34歳からずっと続けて審議委員をしておりますけれども、そういうことを感じてまいりました。私が一つ挙げますのは、これは昔から言われておりますけれども、例えば山陽道について、大変詳しく、冊子が作られておりますけれども、これは山口県の文化財愛護協会の文化課長さんが作られました、すばらしい立派な山陽道、山口県全体ですけども、この山陽小野田市自体においてでも詳しく、本当の努力にされて作られておりますけれども、まだすばらしい、立派な大きな本が中央図書館には、いろいろ調べましたけど、どうも置いていないような気がしますし、それから、今のこの窯業のまちにつきましても、高橋政清さんがすばらしい写真集を昔の本当に高泊開作約400町歩の苦勞の作り方の時、今の勘場屋敷であるが、楊井三之允が造った苦勞のあのことにつきましても、大正から昭和初期のすばらしい写真集、みんながわかりやすい写真集が、今どこに残っておるかいろいろ調べましたけれども、これがある歯科医のお医者さんの、ホールの中に、所有されてる本の中に出てきてお

りまして、もっと活用してもらったら良いと思います。

会 長：委員さんのほうからですね、文化遺産を残して保護して、生かすための財政措置はやっぱり計画的にお願いしたいと、色々予算の執行も大変でしょうが、しっかりお願いしたいということ、それからこういうふうな、文化財の遺産について考えるときに、もちろん委員等に意見を求められるのも大事だろうが、市民からの吸い上げも工夫されるといいなど、こういうふうな御意見をいただいたかと思えます。またこのあたりも事務局のほうでお考えいただければなと思っております。一応ここで、登録についてということで、御意見をいただいたということを終りたいと思えます。今いただいた意見をまた参考にですね、登録、文化遺産等について、計画を立てるときに、参考にさせていただいたらと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは次第の4、報告のほうに入らせていただこうかと思えます。令和3年度の主な文化財の事業報告です。事務局のほうからよろしくお願ひいたします。

事務局：御報告いたします。資料3を御覧ください。令和3年度の主な文化財事業報告のうちの一つでございます。史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋について御説明をいたします。先ほど冒頭の教育長の挨拶でも申し上げましたけれども、今回、浜五挺唐樋の浚渫とロクロ・招き戸の修復を行いました。写真を掲載しておりますが、工事終了のほうの写真の、水がたまっている場所に1メートル30センチ程度の汚泥が堆積をしておりました。こちらを左側の写真のとおり、浚渫、汚泥を取り除く工事を行いまして、現在は、下にある岩盤が全て見えるような状態のとてもいい環境になっております。これまでは唐樋の計画等がないために、場当たりの修復を行っておりましたが、来年度からは、2か年にわたりまして、保存活用計画策定に向けて事業を進めてまいります。浚渫をいたしましたこの機会を利用して、来年度測量調査をし、図面を作成し、再来年度には、その図面等をもとに、保存活用計画を策定する予定としております。

続きまして資料4を御覧ください。こちらの県指定文化財長光寺山古墳出土品でございます。本市の厚狭図書館が寄託を受けております長光寺山古墳出土品ですが、今年の10月から大分県立歴史博物館特別展に貸出しをし、約1か月間、展示をされました。他県の博物館からこのように貸出し依頼があるということは、本市の資料が大変貴重なものであるという証であり、大変誇りに思うものでございます。その際にご縁がありまして、別府大学の先生から、科学研究費の調査のために、貸出しの依頼がございまして、現在は、この写真の丸で囲んでおります、鉄製工具のなかご県指定文化財1点を別府大学に貸出しをし、再度保存処理をされ、きれいな状態で返却される予定となっております。前回第1回の文化財審議会の際に現状と課題を申し上げましたが、本市の、県指定文化財の中には、他の鉄製品でも、保存が余りよくない状態のものも多数ございます。それら、今後は、同じくこの状態のよくないものも含めまして、予算措置をしっかりと、保存処理に努めてまいります予定でございます。以上報告2件でございました。

会 長：はい、ありがとうございます。今、事業のほうから2件の報告事項がございましたが、御質問等ございませうか。それでは次の令和3年度の歴史民俗資料館の事業報告についてということでよろしくお願ひいたします。

事務局：資料5を御覧ください。歴史民俗資料館から、今年度の事業報告をいたします。昨年度は、令和2年度は、コロナの関係で、臨時休館などもありましたので、企

画展のほう、古文書展が1回と、ふるさと文化遺産山陽道の登録の紹介する展示と二つしか出来ませんでした。今年度は、予定していた企画展・講演会ともに、全て行っておるところです。7月には山陽小野田市のスポーツ史、こちらは1年程延期をしておりましたが、開催することが出来ました。市内のスポーツに関する、学校に残されているトロフィーを紹介いたしました。2番の発掘された山口巡回展は平成22年から県埋蔵文化財センターと共催で行っているものです。3番の厚狭毛利家家臣のライフサイクルでは、二歩家文書を用いた古文書展を開催いたしました。4番の火とともにある暮らし昔の道具展は本日から開催しております。チラシのほう、お渡ししたかと思えますけれども、今日から開催しております。5番はスポーツ史に関連する講演会を行いました。3月2日には、昔の道具展に関連する記念講演会を開催する予定としております。

その他の展示では、毎年4月に10分でわかる山陽小野田市の歴史というのを開催しております。簡単に、市の歴史が分かるような展示をやっております。その他では、出張展示として、小学校、本山小、高千帆小、赤崎小、竜王中の方に写真や昔の道具の展示に行っております。裏面にいきまして、各公民館の出張講座、それから小中学校の出前講座、それから小学校が社会見学に昔の道具と暮らしについて見学に来ます。それから今年度初めての試みとして、歴民体験教室埴輪づくりという講座を開催することが出来ました。ギャラリートークも企画展に応じて開催しました。それから、山陽小野田市東京理科大学の工学部の方で山陽小野田の窯業ということで講演を行っております。年間の入館者数につきましては、下に表をつけておりますが、今年度1月末現在で4065人となっております。歴史民俗資料館からは以上です。

会 長：はい、ありがとうございます。今の御説明等、何か御質問等ございませうか。いいですかね。はい。報告の3番目になりますが、青年の家プラネタリウムMS-10ですかね。重要科学技術史資料登録ということで事務局からよろしく願いいたします。

事務局：私のほうから、青年の家プラネタリウムの件につきまして御報告、御説明いたします。青年の家天文館にございますプラネタリウムはミノルタ製のMS-10という機械になります。これは昭和40年に開園しました山陽パーク、当時の遊戯施設になるんですけども、この遊戯設備として、翌年の昭和41年に製造、設置をされたものでございます。国内で稼働している国産のプラネタリウムとしては最古級というふうに言われております。この機械が、昨年9月、国立科学博物館の重要科学技術史資料として登録をされました。資料をお手元にお届けしていると思えます。国立科学博物館の出している資料です。これに登録の趣旨であるとか、そういうことが書いてございますが、科学技術の発達資料、重要な成果を示し、次世代に継承していく上で重要な意義を持つ科学技術史資料、あるいは及び国民生活、経済、社会、文化の在り方に顕著な影響を与えた科学技術史資料という形になっております。これが昨年9月に登録をされました。これは指定文化財として指定されたということではございませんが、貴重な資料ということで、この会で御報告をさせていただいたということでございます。機械については、大変古いものでございまして、もう55年経っております。この機械は、せっかく登録をされたのですが、光源となっている電球ですね。電球が製造中止という状態で、もう入手が出来ないものですから、今使っている球が切れるともう投映が出来な

いという状況のものです。ですので、大変残念ですが、来年度、令和4年度末をもって、このプラネタリウムの投映自体は終了となってしまいます。ですが、今、議会の方に3月議会であげますけれども、来年度はこのプラネタリウムを見ることができる機会を設けたいというふうに思っております。機械のその後ですけれども、せっかく登録されましたので、製造元のコニカミノルタ株式会社さんのほうが、引き取って保存していただくような意向を示していただいておりますので、今後はそのような方向で協議を進めていくようになるかと思っております。私のほうから報告は以上でございます。

会 長：御説明ありがとうございました。私は理科教育に携わっていたもので、維新公園にある五等星の分はよく使わせてもらっていたんですけど、こんなに古くから山陽小野田市は持っていたんだなというのはすごいなと思います。改めて、感心しました。何か今のことで、御質問でございましょうか。よろしいですか。それでは報告事項、一応終わったかと思っておりますので、その他の方にまいります。事務局の方から何かございましょうか。

事務局：1件だけ御報告をさせていただきます。本日、2月18日、有帆の岩崎寺というお寺で、県指定の有形文化財の仏像が年に1度の御開帳をされます。時間が9時から16時となっております。私ども午後から伺う予定しておりますが、中々当日に当たるという機会はまれにございませんので、もしお時間が許す限り、有帆の岩崎寺と言います。もしよろしければ、お立ち寄りください。お願いいたします。以上でございます。

会 長：本日は2月18日ですね。

委 員：いいですか。しつこくなりますけども、勘場屋敷のことですね。言ってみると、本当に情けないような感じが、私的にするんですけども、やっぱこれ、市の所有地でありますし、市が好きなようにできるんだろーとは思いますが、何か良い方法といいますか、周りの住民にもそれから、歴史的にも、ある程度決着をつけるべきということではないだろうかという、関心を持つ人はそう思うんじゃないかと思うんです。今の状態であれば、市は寄託してほったって何をしておるんかという考えがある人はですね、そう思っるとるんじゃないかと思えます。別に関心もあまりない。いらわないほうが無難であるし、外国の言葉にありますように、いらわないほうがどうにもなることはない。ほったっておいたほうが良いという言葉があるようにですね、何かやはりある程度の、例えば顕彰碑をきちんとして、ストーリー性を書いた中で、安く、端的な言い方をしますと、安く上がるというやり方が、あるいは縮小して、上段の間、楊井三之允がここで執務をしたというところだけ残しておくとか、または、あれを新しく、人工的に何て言いますか、人型を作って、楊井三之允が400町歩のあれを見ておる。あの屋根はほとんどが藁で造った屋根でしょうから、それを小さいのを作って、ミニチュアを作って、名前付けてから、観光的なものにして、あそこへ、色々なセレモニーをやるとか、そういうような思いに、アイデアに変えて、利用するとか、もう少しあそこの道を広げてやるとか、そういう他のものに変えて、市がやるとか、色々アイデアがあると思えますけど、何かこうする、実際問題として、これは文化財審議会がやるべきものではないかもわかりませんが、やはり、何も動かないってのはどうかっていう感じが、あると思えます。やはり、文化財審議会がリードすべきものであるかどうかはちょっと、結論はつきにくいとは思いますが

けど、もっとすばらしい冊子にして、歴史性あるいは庄屋として持っていた作花さんの歴史というようなものから関係してから、冊子を作って将来の展望はこういうことを考えておるんだ。というようなものをしながら、思い切ってそれをしてもいいんじゃないかというような感じもいたしますし、どうでしょうかという考え方を持っております。

会 長：御意見ありがとうございます。その他の所で、今委員さんのほうから、お気づき等、御意見いただいておりますが、委員の方から今ありましたように勘場屋敷の保存について、今後の保存の在り方についてまた色々お考えいただきたい、こういうふうな御意見をいただいたと思いますので、よろしく願いいたします。

教育長：今の意見について良いですか。

会 長：はい、どうぞ。

教育長：先程委員のほうから御指摘があった件についてですけれども、私が教育長になった3年前ぐらいの時に、この勘場屋敷を市の文化財として、保存するかどうかということをここで審議されたことを今思い出しています。そのときの結論としては、市の文化財としては、ふさわしくないということで結論をいただいたところだと認識しております。ただ、今の状況を、そのまま置いておくというのは、委員の御指摘のとおりだろうと思います。地域に住んでおられる委員も、管理については非常に汗を流していただいておりますし、このままの状況では、やはりいけないだろうと。ここにおける社会教育課の皆も、あそこに出向いて、雨水が入らないように、木を打ちつけたり、いろいろ努力はしているところですが、先程計画の中にありました、浜五挺唐樋の今後の保存活用計画を作成していく際に、これとのつながりというものはあるかと思っておりますので、またそういった機会に是非、今後の活用について、御意見をいただく機会を設けたいと、思っております。

会 長：今言われてもらったように、せつかく地域にある文化資源ですので、何とかですね、それが保存、または、活用できるような状況をとということが大事ではないだろうかと思います。どうもありがとうございました。ほかにございましょうか。それでは以上で議事の全てを終わらせていただきます。進行を事務局のほうにお返しします。

事務局：ありがとうございました。それでは、全ての議事が終わりましたので、以上をもちまして、本日の山陽小野田市文化財審議会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。